



## 外国 PEPs に関する説明書

---

### 外国 PEPs とは

「外国 PEPs (外国の政府等において重要な地位を占める者) )とは、外国において、以下に該当する職にある者をいいます (犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 15 条)。

- ・ 国家元首
- ・ 日本における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- ・ 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- ・ 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ・ 日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- ・ 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- ・ 中央銀行の役員
- ・ 予算について国家の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

暗号資産交換業者は、以下に該当するご利用者と暗号資産 (仮想通貨) 関連取引等を行う際には、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき厳格な顧客管理 (お取引の都度の取引時確認) を行うこととなっています (犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令 12 条 3 項)。これに伴い当社では、法律の趣旨及び都度の取引時確認がオンライントレードに馴染み難いことに鑑み、以下に該当するご利用者には、当社での暗号資産 (仮想通貨) に係る口座開設及びそのお取引をお断りしている次第です。大変ご迷惑をおかけ致しますが、何卒ご理解を賜ります様、宜しく願い申し上げます。

### 当社でお取引を頂けない、外国 PEPs とそのご家族の範囲に関して：

- ・ 外国 PEPs に該当するご利用者、並びに過去に外国 PEPs であったご利用者

- ・前号に該当する方のご家族（配偶者（事実婚を含む）、父母、子、兄弟姉妹、並びにこれらの方以外の配偶者の父母及び子（下図に該当する方で、日本人であるか否かは問いません））
- ・前二号の何れかに該当する方が、実質的支配者となっている法人利用者



この表の見方とご注意：

上表に現れる方は、全て当社とお取引頂けませんことをご確認下さい。表中央右側の赤い四角が、外国 PEPs（外国の政府等において重要な地位を占める方）ご本人を表します。ご利用者が、外国 PEPs ご本人との関係において、この表の何れかに該当するようであれば、申し訳ありませんが当社とお取引頂くことは出来ません。外国 PEPs ご本人のご家族は、日本人である場合もあるのでご注意ください。

当社とお取引頂ける方の例：

- ・外国 PEPs ご本人及び配偶者の、祖父母や孫
- ・外国 PEPs ご本人が亡くなっている場合、配偶者
- ・外国 PEPs ご本人の配偶者の兄弟姉妹
- ・外国 PEPs ご本人の、元配偶者及び配偶者の元配偶者

お取引頂けない方の例：



- ・外国 PEPs ご本人と、事実婚（内縁関係）の関係にある配偶者
- ・外国 PEPs 本人の実子のほか、かつて婚姻関係にあった元配偶者との子供等